

国立大学法人筑波大学学生部学生生活課事務職員募集要項

【雇用予定職名】 特定基本年俸職員（注）

（注） 特定基本年俸職員とは、年俸制の任期付きの常勤職員をいいます。

【募集人員】 1名

【雇用期間】 令和7年4月1日以降可能な限り早い時期～令和8年3月31日

※任用更新は、勤務成績や勤務態度、任用期間満了時の業務量、従事している業務の進捗状況、予算の状況等を考慮のうえ判断します。

※任用更新する場合の通算契約期間の上限は、有期労働契約の当初の採用日から通算して3年まで。ただし、法人が特に必要と認める場合には5年まで。なお、本学において定める雇用の上限年齢を超えることはできない。

【試用期間】 なし

【業務内容】 学生部学生生活課に関する業務のうち、主に以下の業務に従事する。

- ・ 未来社会デザイン棟（仮称）管理運営事業に関する業務
- ・ その他学生生活課に関する業務

（雇用期間中において、業務内容の変更は原則ありません）

【勤務場所】 筑波大学チューデントプラザ（1D棟3階 学生生活課事務室）

（雇用期間中において、勤務場所の変更は原則ありません）

【応募資格】 1) Word, Excel, Powerpoint などを用いて業務ができること。

2) 積極性、協調性を有し、責任感があること。

※ ただし、次の者は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

【応募締切日】 令和7年2月17日（月）（必着）（※候補者が決まり次第、募集を締め切ります。）

【応募書類】 応募される方は、次の書類を郵送にて応募先へ送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのでご了承下さい。当方で責任を持って破棄します。

①履歴書：本学指定の履歴書を下記のサイトよりダウンロードしてください。

筑波大学公式ホームページ>大学案内>採用情報

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/jobs-information/>

②職務経歴書（A4版、様式自由、以下の項目を時系列に記載）

※雇用期間、会社名、業・職種、常勤・非常勤の別、週当たり勤務時間数、職務内容

※封筒には、「筑波大学学生生活課事務職員（学生宿舎）応募書類在中」と朱書きしてください。

※履歴書等に含まれる個人情報、選考及び採用以外の目的には使用しません。

【選考方法】 書類選考の上、本学において面接を行います。

なお、面接時の交通費は支給できませんので、予めご了承ください。

【給 与 等】 年俸制：(基本月額 340,000 円 (支払いは月ごと))、交通費等は本学の規定により支給します。その他、国家公務員共済組合 (年金、医療) に加入。
待遇その他は本学の規定によります。

【勤 務 日】 週 5 日 (月～金曜日) 8:30～17:15 (1 日 7 時間 45 分、休憩 60 分)
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) は、休日)

【時間外労働】 業務の進行状況により、お願いする場合があります。

【休 暇】 年次有給休暇あり (最大 20 日間)
休暇等の制度は、大学が定める就業規則等によります。

【受動喫煙防止措置の状況】 敷地内禁煙

【応募・問合せ先】 〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学学生部学生生活課 (総務担当)
電話：029-853-2298, 2224
E-mail: gk.gakuseikikaku@un.tsukuba.ac.jp